

「明石市漁港管理条例等の一部改正」に関する意見公募の結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集内容

明石市漁港管理条例及び同条例施行規則の一部改正に関すること

(2) 募集期間

2023年(令和5年)12月19日(火)から2024年(令和6年)1月19日(金)まで

(3) 応募方法

電子メール、FAX、郵送

2 意見公募の結果

10名の方から、12件のご意見をいただきました。

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	未回答
					2		8

3 ご意見の概要及び市の考え方

寄せられたご意見及び市の考え方については以下のとおりです。

※ご意見は趣旨を損なわないよう要約しております。

【プレジャーボートの係留の規制について】

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	公の施設である漁港に、無断、無償でのボートの係留や足場等工作物の設置は放置すべきではないので条例等で規制することには賛成です。ボートの所有者は、係留可能な東播磨港等のポートパークを利用すべきだと考えます。	漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体(漁港漁場整備法第2条)と規定されており、原則的には、漁業を営んでいる漁業者の荷揚げや漁船の係留など、漁業活動が想定されております。本市では、これまで、プレジャーボートの停泊を積極的に認めていたわけではありませんが、禁止区域等の指定をしていなかったため、結果的には、プレジャーボートの係留を黙認する形となっていました。漁港本来の目的と安全面や近隣市の動向などを踏まえ、早急に漁港管理の適正化を図ろうとするものでございます。
2	条例改正にあたって背景を教えてください。漁業活動に支障を与える状況を改善するという主旨は理解出来ます	一般的には少し分かりにくい部分ですが、漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体(漁港漁場整備法第2条)と規

	が、漁港を含む海辺はみんなのものという思いが一般市民の多くにあり、漁業者の占有を認め、それ以外の者の利用を排除するのは少し乱暴だと感じます。	定されており、水産物の荷揚げや漁船の係留など漁業活動を行うために整備されているので、原則的には漁業利用が想定されています。本市としては令和4年12月議会で、本条例改正に関連する漁港管理についての請願が採択されたことを重く受け止め、神戸市など他市町の動向も踏まえ、早急に管理の適正化を図ろうとするものです。ご理解いただきますようお願いいたします。
3	案内が唐突すぎます。なぜ今のタイミングなのですか。	理由は上記のとおりです。また、南海トラフ地震の発生による津波などにより、係留ボートが流出し、個人財産を失わせるだけでなく、ボートが凶器となって近隣の家屋をはじめ漁港施設に被害を与える恐れもあるため早急に解消する必要があることから、法令に基づき、より適正な管理を行うものです。
4	重点禁止区域(赤色部分)と禁止区域(黄色部分)で規制に差を設けようとするのか理解できません。	重点禁止区域(赤色)については、漁港漁場整備法や市管理条例に照らし合わせると、現状でも工作物設置による違反が認められます。また、重点禁止区域は、港の出入口となっているので、航行船舶同士の衝突の危険性も指摘されています。以上より、早期に管理の適正化を図る必要があります。
5	利用料金は支払い、移動先も確保する意思があるので、重点禁止区域(赤色部分)の所有者にも3年間の猶予が欲しいです。	上記の理由により、重点禁止区域(赤色)については、早期の解決を図る必要があると考えています。漁業関係者等の意見も聞きながら方向性を示します。
6	禁止区域(黄色部分)のプレジャーボートの係留の期限は最長3年間ですか。	令和7年度から令和9年度までの3年間は暫定的に認めますが、それ以降は、プレジャーボートの係留は認めない方針です。
7	重点禁止区域(赤色部分)について整備計画などがあるのですか。	漁港の外郭施設を改良する整備計画はありませんが令和5年に野積場用地の整備も行い、重点禁止区域周辺の漁港施設について、漁具の保管場所の変更など、安全で効率的な漁港施設の利用を検討しています。
8	プレジャーボートを持つ人が増え、港内に停泊する人が増えてきているのであれば、漁業者以外の人を利用できる区	漁業者の減少等に伴う漁船の減少により、漁港を有効利用するためプレジャーボートの係留区域を設けている他市町の事例はありま

	<p>域を設け、新たにマリーナ等の施設を整備する事を希望いたします。</p>	<p>す。しかしながら、林崎漁港は、市が管理する中核漁港であり、主要漁業である海苔養殖は、市内生産額の約50%を誇り、生産枚数、生産金額ともに県内1位となるなど、東播磨圏域内で生産拠点漁港に位置づけられています。また、近年、海苔刈り取り船の大型化が進み、漁船を係留する場所も足りない状況にありプレジャーボートを受け入れる余裕がないのが実情です。</p> <p>市内には東播磨港(二見町)や明石港の中に民間団体等が運営するポートパークもありますので、プレジャーボートの所有者はこちらのご利用をご検討いただきたいと思います。</p>
<p>9</p>	<p>林崎漁港に係留するプレジャーボートをきっかけに情報交換することに意義があり、楽しみや生きがいを感じています。その気持ちも考えて欲しいです。</p>	<p>海洋レジャーや楽しみを奪おうとしているのではありません。管理者として漁港利用の適正化を図ろうとするものです。大切にされているポートだと思いますので、適切な保管場所で適正な管理をしていただきたいと思います。</p>
<p>10</p>	<p>林崎漁港の係留場所が手狭なら稼働していない漁船などを処分して係留スペースを確保することを検討して欲しいです。</p>	<p>ノリ養殖の大型刈り取り船などが増えており、漁船の停けい泊に必要となる係留施設の延長が不足している状況です。漁業者の代表組織である漁業組合と協議はしていますが、漁業者も適宜古い船を整理しているとお聞きしており、漁業関係者も施設の有効活用や安全確保に向けて努力しているところです。</p>

【海水浴シーズンにおける漁港利用料の徴収について】

No.	ご意見の概要	市の考え方
11	無秩序な駐車を放置することで交通事故の危険も高まるので、海水浴シーズンの駐車料を徴収できる条例等の改正は賛成です。	多くの海水浴客が訪れる夏場に、漁港内に無秩序に自動車を駐車されると、漁業活動に支障をきたすケースがあることから、駐車案内や進行方向の注意喚起に加え、港内に出た海水浴客のごみの処分費に充当するため慣例的に林崎漁協が協力金の徴収をおこなっていました。 しかし、公の施設の使用料については、条例で定めなければならないことから、現行の運用方法を改善し、漁港管理の適正化を図りたいと考えています。

【その他林崎漁港の管理について】

No.	ご意見の概要	市の考え方
12	林崎漁港内の他の駐車場所についても独占的に使用している方がいるので、今回の条例等の改正を契機に、有料にするなど公平性を担保して欲しい。	ご指摘の港内駐車場所の独占使用や道路上の無秩序な駐車形態についても漁港を管理する上では重要な課題であると認識しています。プレジャーボート係留及び海水浴シーズンの駐車などの適正化を行った後で、漁協や地域自治会、地域住民等と相談させていただきながら管理の適正化に努めてまいります。